

令和6年度

宇佐市未来につなぐ地域文化継承活動補助金  
募集のご案内

宇佐市役所 経済部 文化・スポーツ振興課

## 令和6年度

### 宇佐市未来につなぐ地域文化継承活動補助金 募集要項

#### 第1 趣 旨

本事業は、古来より地域に伝承されてきた伝統的な文化行事や民俗行事が大切に継承されており、これらは、本市の文化力を支える大きな魅力となっております。このような歴史的・文化的に価値のある郷土芸能や資料また、歴史的工物・建造物等の継承・保存活動を通して、市民の郷土に対する理解と愛着を深めるとともに地域文化の振興及び地域の活性化と将来の伝統文化を担う次世代の育成を目的とした活動経費において、その一部について補助金を交付し支援を行います。

#### 第2 補助対象者

応募の資格を有するのは、市内に住所又は活動の本拠を有し、次の各号に該当する団体とします。

- (1) 自治会
- (2) 伝統文化等の継承活動を行う市内の団体であって、適正な会計処理及び継続的な活動が見込めるもの

但し、次の各号のいずれかに該当するものは応募できません。

- (1) 政治活動又は宗教活動を行うもの
- (2) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にあるもの

#### 第3 補助対象事業

補助対象事業は、次の(1)～(3)の内容をみたま活動とします。

また、補助金の交付は、補助対象事業の区分ごとに1回限りとします。

区分	補助限度額	補助率	例
(1) 郷土芸能の継承活動	30万円	補助対象経費の総額から他の収入を控除した額の 3分の2 (1,000円未満の端数切り捨て)	後継者の育成を視野に入れた地域の伝統文化の保存・継承を目的とした担い手育成などにつながる活動
(2) 文化的・歴史的工物の継承活動			地域に古くから伝わる伝統行事に関する山車、神輿、面、用具、衣装などの継承や保存に係る修理・修復、購入などを行うもの
(3) 文化的・歴史的建造物の継承活動	50万円		文化財指定と同程度の建造物で、修理や建造物に付随する周辺の景観保全等を行うことで地域活性化や伝統文化継承として活用が期待できるもの

第4 補助対象とならない事業は以下の各号に該当するものとします。

- (1) 事業申請年度において、本市その他関連団体等の財政的支援を現に受け、または受ける予定の事業。
- (2) 特定の個人又は団体の利益の増進等営利を目的としている事業。
- (3) 伝統性、地域性の希薄なもの、あるいは助成対象が不特定な事業。
- (4) 助成を受ける団体や組織の形態および事業内容が明確でない事業。
- (5) 伝統に基づかないイベントや行事など、補助の目的に沿わない事業。

#### 第5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接必要な最小限の経費とします。

##### 【参考】補助対象経費例一覧

科 目	経費として想定されるもの
報 償 費	講師・外部指導者等謝礼
旅 費	講師・専門家・外部指導者等招聘のための交通費、宿泊費等
燃 料 費	灯油、ガソリン等（団体等の通常管理経費分は対象外）
光 熱 水 費	電気、ガス、水道料等（団体等の通常管理経費分は対象外）
備 品 購 入	衣装、用具類等活動に必要なもの（事務用機器の購入は対象外）
消 耗 品 費	材料等の購入（団体等の通常運営経費分は対象外）
印 刷 製 本 費	教本、手引き、資料等の印刷製本費など
通 信 運 搬 費	宅配便代等
委 託 料	映像・録音記録委託、物品運搬等委託料
修 繕 料	道具、衣装、工作物、建造物等の修繕
使用料及び賃借料	会場・器具等の使用料、物品等賃借料など
そ の 他	その他活動に必要であると市長が特別に認める経費

※ただし、次のような経費は補助対象外になります。

- ① 団体等の経常的な運営費
- ② 修繕及び改修に係る管理費、諸経費等
- ③ パソコン・プリンター・カメラ・放送機器等、事務用機器の購入費
- ④ 団体構成員への人件費・謝礼等
- ⑤ 飲食に係る経費
- ⑥ 特定の個人又は団体の利益増進に係る経費
- ⑦ その他市長が適当でないと認める経費

#### 第6 補助の条件

令和6年度（令和7年3月末まで）に、事業が完了すること

#### 第7 応募方法

- (1) 次の書類を提出してください。
  - ① 交付申請書（様式第1号）
  - ② 事業計画書（様式第2号）

- ③ 収支予算書（様式第 3 号）
- ④ 誓約書（様式第 4 号）
- ⑤ その他添付書類（交付申請書記載の添付書類）

※募集要項や申請書等の様式は、宇佐市役所文化・スポーツ振興課にて配布します。また、宇佐市ホームページからもダウンロードできます。

※提出された申請書については、その記載内容に関して問い合わせをすることがありますので、必ず写しを取り保管しておいてください。

## （2）提出先（問い合わせ先）

〒879-0492

宇佐市大字上田 1030 番地の 1

宇佐市役所 経済部 文化・スポーツ振興課 文化振興係

電話 0978-27-8174（直通）

※書類は直接担当課へ提出してください。

※不明な点は担当課にお問い合わせください。

## 第 8 日程

### （1）申込期間

令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 6 年 4 月 30 日（火）まで

### （2）結果通知

令和 6 年 6 月中旬（予定）

採否の結果は、申請者宛に文書で通知します。

## 第 9 選考方法

審査基準に基づき、審査会において申請書類の総合的評価と審査を行い、市長が補助金を交付する団体を決定し、申請者へ採否と補助金額について決定通知書を送付します。

## 第 10 審査基準

各審査項目にしたがって、以下の視点から審査されます。（30点満点）

審査項目	視 点	配 点
実現性	事業計画及び予算計画が妥当である 申請内容を確実に実行できる体制がある	5 点
発展性	今後の継続、発展が期待できる事業である 継続的に事業が行える体制がある	5 点
有効性	費用に対し有効な効果が見込まれる（費用対効果） 補助金がない場合事業実施が困難である	5 点
公益性	本市の文化振興に寄与する事業である 地域の活性化が図れる事業である	5 点

※「発展性」「公益性」の審査基準の配点を重視し、他の審査基準の2倍とする。

#### 第1.1 補助金決定後の事業内容の変更

補助金の交付決定後に事業内容の変更がある場合、軽微な変更を除き補助金変更申請書（様式6号）及び、必要書類を提出して承認を得てください。

#### 第1.2 補助金の交付（請求）

補助金の交付決定通知書の交付後、補助金申請の交付請求書（様式7号）に基づき概算で支払います。ただし、補助金の不正申請や申請年度内に事業が完了しなかったとき等、全部又は一部を返還していただく場合があります。

#### 第1.3 事業実績の報告

補助事業が完了した時は、規程により事業が完了した日から30日以内又は、令和7年4月10日（木）までのいずれか早い日までに次の書類を提出すること。

- ① 実績報告書（様式第8号）
- ② 事業実績書（様式第9号）
- ③ 収支決算書（様式第10号）
- ④ その他添付書類（成果物及び取組状況の写真、契約書・領収書の写し）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

#### 第1.4 その他

- (1) 同一団体の同一事業に係る補助金の交付は、補助対象事業の区分ごとに1回限りとします。
- (2) 申請団体が同一事業において、他の公的助成制度と重複して補助を受けている又は受ける予定の事業であった場合は、補助金を返還していただきます。
- (3) 審査会での審査等をするに当たって必要と認めた場合は、追加資料等の提出を求める場合があります。
- (4) 審査の結果、申請額の全てを認められない場合があります。
- (5) 原則、応募書類、審査結果、補助金額、事業報告等は、公開・公表します。
- (6) 提出された申請書類等は返却しません。